

## 「さいたま水上公園のあり方検討委員会」設置要綱

### (設置目的)

第1条 さいたま水上公園において、当公園の歴史を引き継ぎつつ、超高齢・人口減少社会の到来という社会状況の変化を捉え、時代に合った心身の健康増進、健康長寿を図る公園に生まれ変わり、今後も長きにわたり地域に愛される公園となるために必要な機能及びその配置について検討し、基本構想を策定するため、「さいたま水上公園のあり方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、検討する。

- (1)さいたま水上公園の再整備に関する事
- (2)心身の健康増進等を図るに付加すべき機能に関する事
- (3)さいたま水上公園が今後も継承すべき機能に関する事
- (4)各機能の配置に関する事
- (5)その他、必要な事項に関する事

### (委員)

第3条 委員会の委員は4名とする。

2 委員は、次の各号に掲げる分野に優れた見識を有する者のうちから都市整備部長が依頼する。

- (1)造園・公園
- (2)環境造園デザイン
- (3)健康増進

3 委員の任期は平成28年3月31日までとする。

### (組織)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。
- 4 委員会に、第2条に規定する検討事項に関し、関係機関の意見を聴くため「さいたま水上公園のあり方検討作業部会」(以下、作業部会という。)を置く。作業部会に関する事項については別に定める。

### (会議)

第5条 会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員又は委員以外の者から会議以外の場で意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、埼玉県都市整備部公園スタジアム課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

別表

(第3条関係)委員会委員

(敬称略、五十音順)

池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科 教授
輿水 肇	公益財団法人都市緑化機構 代表理事・理事長
宮地 元彦	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 健康増進研究部長
山中 丈士	一般財団法人日本造園修景協会 事務局長